

農用地等の貸付けを希望するみなさまへ

【貸付申込書の提出先】

農用地等が属する市町村またはJAの窓口[○]に御提出ください。

【貸付申込書の記入方法】

農用地等の所在及び地番					地目	面積 ㎡	希望 契約始期	希望 期間	新規 更新の別	希望する賃料 (円/10a)	特例的 な 条件 (※1)
番号	市町村名	大字	字	地番							
1	〇〇〇	△△	▽	□	田	6,000	平成26年11月	10年	新・更	13,000 円 ～ 16,000 円	A

農地台帳上の面積

原則10年以上となります

平均的な賃料は、農業委員会等にお尋ねください

田・畑・樹園地等の別

現在、水稻を栽培しているのであれば、収穫後の時期

該当する方に○

様式の留意事項を参考に記入してください

【農用地等を農業公社に預ける場合の留意点】

- 1) 農用地等の転貸先は、公社一任となります。
- 2) 申し込み後でも、利用権設定の手続が完了するまでは、まだ公社が借り受けた訳ではないので、それまでの期間は農用地等を適正に管理してください。
- 3) 農用地等の利用権が公社に設定されてから、連続して2年を経過しても農用地等の貸付先が決まらなかった場合は、契約を解除します。
- 4) 当事業にのみ使用する目的で、公社が必要に応じ農地台帳、登記事項証明書、土地改良の賦課金等などの個人情報を取得することについて同意願います。
- 5) その他、農地中間管理事業規程の内容をよく読んでください。

【申し込み後の手続き】

- 1) 借り入れる農用地等の“候補”として登録します。
- 2) 別添パンフレットに記載の「公社が借り入れる農用地等の基準」との適合性を確認し、公社が借り入れの判断をした場合は、農用地利用集積計画に同意をいただき、貸借契約の手続きを行います。